

令和8年8月20日

保護者各位

鹿児島県立松陽高等学校
校長 福元 洋介

令和8年度 県立高校生徒通学支援事業補助金について（お知らせ）

晩夏の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本県では県立高校生徒通学支援事業により、高額な通学費を負担している世帯の高校生等に対し、前期・後期に分けてその通学費の一部を補助しています。

つきましては、本事業の詳細を確認の上、補助対象に該当し補助金の申請を希望する場合は、必要書類を学校までご提出ください。

何か不明な点がありましたら、松陽高校までご連絡ください。

記

1. 補助対象者

県内の市町村に住所を有し、本県の県立高校に通学する生徒のうち、その保護者等が一定の所得基準（目安として年収約910万円未満）を満たし、通学費が月額2万円を超える者

【補助対象とならない者】

- (1) 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える対象生徒の保護者等
- (2) 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給している保護者等
- (3) 計算式より算定した額（算定基準額）が、302,400円以上である保護者等

【算定式】（市町村民税の）課税標準額×6％－（市町村民税の）調整控除の額

※ 課税標準額及び調整控除の額は、保護者全員分を合算した額で算定する。

2. 補助金額

補助対象経費（月額2万円を超えた分の通学費）の2分の1の金額（※百円未満の端数切捨て）

3. 提出書類 ※ 詳しくは「別紙提出書類一覧」参照

- (1) 県立高校生徒通学支援事業補助金交付申請書
- (2) 申請者（保護者等全員）の、令和8年度（最新）の課税額証明書等
- (3) 公共交通機関の「定期券の写し」または「領収証の写し」
- (4) 補助金受取口座の「通帳等の写し」
- (5) その他必要書類

4. 提出期限及び提出先

- (1) 前期分（4月～9月分） 令和8年9月18日（金）必着【全学年】
- (2) 後期分（10月～2月分） 令和9年2月 5日（金）必着【3年生のみ】
- (3) 後期分（10月～3月分） 令和9年3月 5日（金）必着【1～2年生】

5. 提出先

松陽高等学校 事務室 ※担任経由で提出、もしくは生徒・保護者等が直接持参ください。

6. 補助金交付のスケジュール（見込み）

(1) 前期分（令和8年4月～9月分）

ア 補助金交付申請書、添付書類の提出	令和8年9月18日(金)
イ 補助金交付決定	令和8年12月下旬
ウ 補助金交付請求書の提出	令和9年1月中旬
エ 補助金支払	令和9年1月末日

(2) 後期分（令和8年10月～令和9年3月分）

ア 補助金交付申請書、添付書類の提出	令和9年3月5日(金)
イ 補助金交付決定	令和9年3月下旬
ウ 補助金交付請求書の提出	令和9年4月中旬
エ 補助金支払	令和9年4月末日

※ 全日制の3年生の後期分については全て1か月前倒しとする。

7. その他

(1) 提出書類に関する様式・資料について

- ① 松陽高等学校 HP (<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/sh/shoyo/index.html>) に、アクセスした上で、ダウンロード・印刷してください。

【松陽高校 HP 内「その他・各種様式」→「県立高校生徒通学支援事業について」】

- ② 松陽高校事務室に、様式（紙媒体）があります。

担任経由もしくは事務室に直接連絡いただければ、生徒経由で配布します。

(2) 本事業や所得制限に係る算定基準額の詳細については、資料をご確認ください。

【配布書類一覧】

- 01 保護者案内文
- 02 「県立高校生徒通学支援事業 補助金交付申請書」
- 03 補助金交付申請書 記入例（前期・後期）
- 04 【保護者配布用】R8 通学支援事業概要資料
- 05 市町村民税の課税所得額等の確認方法
- 06 県立高校生徒通学支援事業に係る課税証明書（補足）の発行について
- 07 定期券等がない公共交通機関の乗車確認表
- 08 要綱（通学支援事業）

【問合せ先】

松陽高校 事務室

TEL099-278-3986

別紙

県立高校生徒通学支援事業 提出書類一覧

○提出書類

対象者	書 類 名	備 考
全員	☐ 「 県立高校生徒通学支援事業補助金交付申請書 」	

○添付書類（必要書類）

対象者	書 類 名	備 考
全員	☐ 申請者（保護者等全員）の、令和８年度（最新）の課税額証明書等（以下のいずれか） ・「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」のコピー ・「市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」の原本又はコピー	【重要】 今年７月に「奨学のための給付金」の申請をしており、保護者等全員の課税額証明書等を学校へ提出済み の場合は、 そのコピーを転用できる場合があります。 上記該当者で、今回証明書の転用を希望する場合は、その旨を学校までご連絡ください（メモ・電話等）。
全員	☐ 補助金の受取口座として申請する 口座の「通帳等の写し」	※申請者本人の普通口座（または当座口座）
基本 全員	通学に利用する公共交通機関の、 ☐ 「 定期券の写し 」または「 領収証の写し 」のいずれか１つ。	※書類がない場合は、その月分の申請はできません。
該当者のみ	【自家用車での送迎、原動機付自転車を利用している場合】 ☐ 「 自家用車等を使用する区間の距離が表記された地図 」	※Google マップ等の地図アプリから印刷したもので可。
該当者のみ	【通学費用に対し、他（市町村等）から補助金がある場合】 ☐ 「その他の補助金額等が分かる書類のコピー」	
該当者のみ	【定期券等がない公共交通機関を利用している場合】 ☐ 「定期券等がない公共交通機関の乗車確認表（別紙１）」等	※利用する公共交通機関名、乗車区間、利用状況、料金が分かる資料が必要になります。
該当者のみ	【課税額証明書等で、市町村民税の「課税所得額（課税標準額）」及び「調整控除の額」の確認ができない場合】 ☐ 「 県立高校生徒通学支援事業に係る課税証明書（補足） 」	※役所で証明されたものを提出ください。